

2025年2月28日

最高裁判所第2小法廷御中

令和6年(オ)1067号

令和6年(受)1368号

上申書5

ホームヘルパー国賠訴訟原告 伊藤みどり

介護保険法41条4項に報酬額の決定について規制権限の不行使について

記

介護保険法41条4項では居宅介護サービス費の額は「事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする」となっています。

サービスに要する平均的費用の額の中には訪問介護ヘルパーの人件費、サービス責任者、事業所長の人件費、事務所経費、消毒衛生費、光熱費、部品消耗品費など全てを勘案して平均的費用の額を支払うという法律になっています。

私たちの国賠訴訟では、拘束時間が長い中で、移動時間、キャンセル時間、待機時間などが多くホームヘルパーの人件費に未払い賃金が生じていること、労働基準監督署は過去数回にわたり通達を出したが平均的費用の額に勘案されてない現実があり労基法通りできていない状況は国の介護報酬決定の仕方に問題があると訴えてきました。その現実を明確にするために経営実態調査の調査項目に移動、待機、キャンセル時間の調査をするように裁判内外で厚生労働省に訴えてきました。また居宅サービスの中に個別の家を訪問するサービスケア付き高齢者住宅を一緒にして利益の分析をすることは実態に沿わないこと事であり分けて分析することも訴えてきました。この交渉記録は、裁判の証拠の中に厚生労働省の交渉記録として提出しています。

厚生労働省は、2024年4月の訪問介護基本報酬の引き下げによって訪問介護事業所の倒産・廃業・休業が増大し続けホームヘルパーの離職が止まらない中で、ホームヘルパーが離職する理由の調査資料を公表しました。その中で利用者宅までかかる移動にかかわる業務負担が大きい(45.3%)他のサービスと比べ拘束時間が長い割に効率的に収入が得られない(66.7%)という調査結果が出ました。

その結果、2025年1月30日第40回介護給付費分科会－介護事業経営調査委員会にて長年要望しても調査してこなかった移動時間について調査を実施することにな

りました。しかし、ここまで倒産廃業が増える前から問題は顕在化していました。

2007年12月10日の介護給付分科会資料でも拘束時間の中でサービス時間は常勤でも1日の労働時間の中の56.2%しかないことを調査結果として資料として出ています。それ以降、過去18年間、要望があったにも関わらず実態調査をせずに放置してきた国の責任は明確です。最高裁は私たちの上告を受理し介護崩壊を我が事として、すべての国民が注視していけるように公正な審議を開始してください。

### 参考資料

下記は11月7日の私の訪問介護労働の実態です。

訪問先と訪問先との時間を見てください。これも支払われているだけ良いという見方もあるでしょう。しかし、移動時間は10分の待機時間に1分、45分の待機時間に17分、25分の待機時間に2分、15分の待機時間に5分しか支払われていません。1日 訪問時間の間の待機時間1時間35分のうち移動時間として支払われたのは25分で1時間10分は待機しているにも関わらず自由時間として未払いになっています。キャンセル時間についても当日のみ利用料金を請求するところが、殆どですが、労基法の休業補償分にもなっていない実態は放置されたままです。

07(木)	身体1・I	08:35~09:05	00:30	00:00	00:00	三鷹訪問介護一	¥800
07(木)	移動時間	09:05~09:06	00:01	00:00	00:00	三鷹訪問介護一	¥20
07(木)	身体1・I	09:15~09:45	00:30	00:00	00:00	三鷹訪問介護一	¥800
07(木)	移動時間	09:45~10:02	00:17	00:00	00:00	三鷹訪問介護一	¥330
07(木)	身1生3・I	10:30~12:00	01:30	00:00	00:00	三鷹訪問介護一	¥1,964
07(木)	身1生1・I	14:00~15:00	01:00	00:00	00:00	三鷹訪問介護一	¥1,382
07(木)	移動時間	15:00~15:02	00:02	00:00	00:00	三鷹訪問介護一	¥39
07(木)	身体1・I	15:25~15:55	00:30	00:00	00:00	三鷹訪問介護一	¥800
07(木)	移動時間	15:55~16:00	00:05	00:00	00:00	三鷹訪問介護一	¥97
07(木)	身体1・I	16:10~16:40	00:30	00:00	00:00	三鷹訪問介護一	¥800

### 令和7年度介護事業経営概況調査の実施について（案）

2025年2月13日 第244回社会保障審議会介護給付費分科会（web会議）資料  
・訪問系サービスにおける訪問状況に関する項目 訪問系サービスについて、訪問先の状況、訪問に係る移動手段及び移動時間を把握するための調査項目を追加する。

・1回（件）の訪問にかかった平均的な移動時間について、該当する番号に○をつけてください。

- |          |               |               |
|----------|---------------|---------------|
| 1. 5分未満  | 4. 30分以上45分未満 | 3. 15分以上30分未満 |
| 6. 1時間以上 | 2. 5分以上15分未満  | 5. 45分以上1時間未満 |